

## 上田市中小企業者等販路拡大事業補助金 補助対象経費に係るよくあるお問合せ事例

### ◎ 搬出入経費・説明員派遣旅費に関する具体例

- ・ 運送事業者等に依頼し、展示物を展示会会場へ運送する場合  
⇒ 運送者借上料、運送料等は搬出入経費として計上可能です。
  
- ・ 説明員がレンタカーを使用し、展示物を展示会会場へ運送する場合  
⇒ レンタカー代金は搬出入経費でなく、説明員派遣旅費に計上可能です。  
※ レンタカー使用の場合、レンタカーに係るガソリン代も説明員派遣旅費に計上可能です。(ガソリン代が計上できるのはレンタカー使用の場合のみです。)
  
- ・ 説明員が社用車を使用し、展示物を展示会会場へ運送する場合  
⇒ 使用した車両に係る有料道路通行料(例：高速代)・駐車場料金は説明員派遣旅費に計上可能です。

### ◎ 会場内又は小間装飾費に関する具体例

- ・ 会場内ブースを装飾するために電球やアクリルパネル等を購入し、使用したもの  
⇒ 原則対象外となります。対象となるのは契約の相手方が展示会会場内に直接設置・工事を行う経費のみです。なお、相手方が展示会会場に直接設置を行うものであっても、当該展示会の終了後に持ち帰り資産形成や再利用が可能なものは対象外ですのでご注意ください。  
※ 当該展示会のため、事業所の所在地でレンタルした物品を会場に持参する場合、対象となる場合がありますので、個別に申請前にご相談ください。

### ◎ その他

- ・ 展示会会場で配布するためにチラシや展示品(サンプル)を作成した場合  
⇒ 対象外となります。

- ・展示会会場で販促のためにノベルティ作成した場合  
⇒対象外となります。